

元気な企業をつくる!

*the Heartful*

OAG

Vol. 176

2019年12月号

2019年11月25日発行

- 02 太田孝昭が語る春夏秋冬  
「負けに不思議な負け無し」
- 03 『インド海外進出セミナー』が熱気に包まれました  
『女性のための らくらく相続®セミナー』が大好評でした
- 04 個別和解による子会社の債権放棄は貸倒損失の損金算入が認められない!?  
特別清算手続きにおける債権放棄の注意点  
OAG税理士法人 マネジメント・ソリューション部 東海林美智子
- 06 資産トータルサービス部部長の奥田が寄稿した『月刊フューネラルビジネス』と  
『税務通信』が発行されました
- 07 私のOff-Time
- 08 今後のセミナー開催予定







## 負けに不思議な負け無し

OAGグループ代表  
太田 孝昭

表題の言葉は、野村克也監督の名言だと思うのです。正確には、「勝ちに不思議な勝ちあり、負けに不思議な負け無し」となります。

この名言をもう少し分解すると、勝っているからといって不思議な勝ちもあるから、驕るなということでしょうか。負けに不思議な負け無しだから、負けには必ず原因があり、それを突きとめよ、曖昧にするなということなのでしょう。

さて、この名言を会社経営に当てはめると、会社経営(全体のこともあるし、部分的なこともあります)の負けには、必ず社内に原因があることとなります。そこで、原因究明を行う訳ですが、経営者が自分勝手に思い込まないことです。冷静かつ多面的(他人を入れて)な原因究明でなければなりません。しかし、原因究明はどうしても「他責」になりがちです。全ての原因を自らに求めることです。その上で、打つべき手を打つことを野村監督は教えています。

さてさて、手を打つと口では言えても、人材は限られています。打つ手がなかなか打てないのが、中小企業の悩みです。それは良く分かりますが、考えて考えて、何とか絞り出さなければなりません。野球では、勝敗の全責任を監督が負います。会社であれば、経営者です。当たり前のことですが、曖昧にせず、打てる手を打つということです。そして、多面的な思考の下での打つ手でなければ、場当たりのだという謗りは免れません。

ところで、「勝ちに不思議な勝ちあり」と言っています。経営で怖いのが「高転び」です。調子の良いときの慢心です。これも野村監督は諷めているのです。理由がよく分からないけど、勝ってしまった。だから勝った勝ったと調子に乗るな、驕るなということでしょう。

勝っているときは、強気に行くべきです。しかし、驕るな、慢心するなと言っています。むしろ、会社は順調なときこそ、気を引き締めなければなりません。

順調なとき、気を引き締めるのは本当に難しいことです。順調だった会社が、行き詰まることはよくあります。行き詰まりの原因は、慢心だけではありません。しかし、よくよく考えると驕りや慢心が少なからずあるはずで、野村監督が好きか嫌いかは別にして、良い言葉を残していますね。



## 『インド海外進出セミナー』が熱気に包まれました

11月14日に、弊社のセミナールームで『インド海外進出セミナー』を開催しました。弊社が提携するインドの有力会計事務所、アショーク・マヘシュワリー・アンド・アソシエイツのパートナーのバス・アビプライ氏と弊社の中山正幸が講師となり、インドの現状と進出を考える際の留意点などを解説しました。

インドは、9月に投資促進税制を発表し、内国法人の実効税率を大幅に引き下げるなど、国内産業の育成に力を入れています。人口は5年後に中国を追い抜き、2050年には17億人に達すると予想され、豊富な若年労働力と巨大な消費市場が出現します。セミナーに参加された方々は、「進出のメリットだけでなく、リスクについてもしっかり話してもらい、講師の誠実さを感じた」「法務や税務の基礎情報だけでなく、現地で人を雇う際の注意点など社会的・文化的な違いにも触れられていて、インド進出のイメージができた」「進出の失敗事例を聞いて、信頼できるインドのパートナーを探す際に参考にしたいと思った」などと語られ、1時間半に及ぶセミナーは熱意に溢れていました。インド進出にご興味のある方は、下記までお気軽にお問い合わせください。



【インドの基礎情報(日本、中国との比較)】

	インド	日本	中国
人口※1	13億5,264万人	1億2,720万人	14億2,765万人
名目GDP※2	2兆7,187億ドル	4兆9,718億ドル	13兆3,681億ドル
日系企業数※3	5,102拠点	—	33,050拠点
対円レート※4	1円=0.6571インドルピー	—	1円=0.0655人元

※1:国連「世界人口推計(2019年)」 ※2:IMF「世界経済見通し(2018年)」

※3:外務省「海外在留法人数調査統計(2019年)」

※4:IMF「月次為替レート(2019年10月)」

### 法人税の実効税率は内国法人が有利

法人税の実効税率は、**外国法人が41.6~43.68%**なのに対し、**内国法人は31.2~34.94%**(売上高が40億ドルピー[60.9億円]以下なら26~29.12%)になります。

### 製造業を優遇する新税制を導入

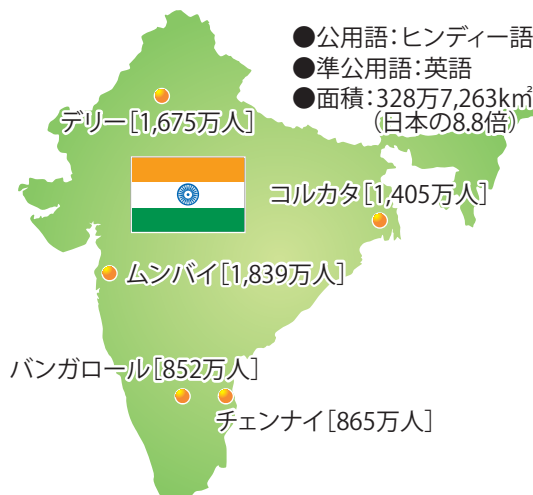
今年度から導入された投資促進策の新税を選択すると、内国法人の実効税率は所得に関係なく25.17%、**新規設立の製造業の場合は17.16%**になります。

### 外国法人の拠点開設に必要な2つの手続き

外国法人が「駐在員事務所」「プロジェクトオフィス」「支店」などを開設するには、**会社登記局に登録し、インド準備銀行から許可を受ける必要**があります。

### 物品・サービス税は0~28%

生活必需品は非課税ですが、医薬品等は5%、衣料品等は12%、一般的な食品や消費財は18%、高級品は28%の**5段階の物品・サービス税**があります。



- 公用語: ヒンディー語
- 準公用語: 英語
- 面積: 328万7,263km<sup>2</sup> (日本の8.8倍)

※[ ]内は人口

- 宗教: ヒンドゥ教(80%)、イスラム教(14%)、キリスト教(2.3%)、シーク教(1.7%)、仏教(0.7%)、他

お問い合わせ

OAG税理士法人 法人税部

☎ 03-3237-7530 (担当: 澤川<sup>みよかわ</sup>)

✉ kawori\_miyokawa@oag-tax.co.jp

### 報酬の支払いには源泉徴収が必要

給与に限らず、利息、ロイヤルティ、技術サービス費用、コミッション、専門家に対する報酬など、**多くの取り引きで源泉徴収が必要**です。

### 支払い先によって源泉徴収が異なる

**取引内容や支払い相手が居住者かどうかで源泉徴収のやり方が変化**します。日印間の租税条約で、日本側で源泉徴収する場合があります。

### 売上げの回収には注意が必要

**「支払いを遅らせる経理が優秀」という風習**があり、売上げの回収に苦労している企業が少なくありません。貸倒損失や回収コストも予算化しておきましょう。

### 従業員の定着率の低さに備えるべき

人材定着率が低く、**突然の退職に備えて、常に余分の人材を確保しておくべき**です。採用コストも含め、人材コストには余裕が必要です。

## 『女性のためのらくらく相続<sup>®</sup>セミナー』が大好評でした

多くのご要望にお応えして、急遽11月11日と12日の2日間、『女性のためのらくらく相続<sup>®</sup>セミナー』を追加開催しました。11日は成城ホール、12日は調布市文化会館で開催致しましたが、両会場とも募集を開始すると程なく満席となり、相続問題に悩まれている女性がたくさんいらっしゃることを改めて実感致しました。

当日は第1部の「家族が亡くなってからやるべき相続手続きのこと」、第2部の「相続税と相続対策のきほん」の2部構成でお話し、会場は熱心にメモを取られる方々ばかりで、皆さまの真剣さがひしひしと伝わってきました。「不安なことを質問できたので、参加して良かった」「リラックスした雰囲気、とても分かりやすく丁寧に説明をいただき、良い勉強になった」「まだまだ分からないことがあるので、機会があればまた参加したい」「小規模宅地等の特例の詳細を知りたいので、後日個別相談をお願いしたい」などの感想もお聞きすることができ、このセミナーの重要性を再認識しております。来年もセミナーを通して、皆さまのお役に立つ情報を提供して参りますので、ぜひご参加ください。



# 個別和解による子会社の債権放棄は貸倒損失の損金算入が認められない!? 特別清算手続きにおける債権放棄の注意点

OAG税理士法人 マネジメント・ソリューション部 東海林美智子

税務上、貸倒損失を損金に算入することは困難といわれています。但し、特別清算の場合には、比較的簡易に損金算入することができるといわれてきました。ところが、特別清算の場合でも損金算入することができないケースがあることが明らかにされました。今号では、特別清算手続きを行う際の貸倒損失の考え方について解説します。

## 債権の切り捨てや放棄をした場合の貸倒れ

法人税法上、一般的に金銭債権の評価損は認められないと考えられています。そのため、回収が困難な金銭債権を損金として処理するには、貸倒損失の計上の可否を検討することになります。債権が貸倒れたか否かは、個別の状況と具体的な事情に応じて判断しなければなりません。それには困難を伴うことから、法人税基本通達9-6-1によって一般的な判断基準を定めています。

法人税基本通達9-6-1（金銭債権の全部又は一部の切り捨てをした場合の貸倒れ）

法人の有する金銭債権について次に掲げる事実が発生した場合には、その金銭債権の額のうち次に掲げる金額は、その事実の発生した日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入する。

- (1) 更生計画認可の決定又は再生計画認可の決定があった場合において、これらの決定により切り捨てられることとなった部分の金額
- (2) 特別清算に係る協定の認可の決定があった場合において、この決定により切り捨てられることとなった部分の金額
- (3) 法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で次に掲げるものにより切り捨てられることとなった部分の金額
  - イ 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの
  - ロ 行政機関又は金融機関その他の第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容がイに準ずるもの
- (4) 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除額

## 特別清算の場合の貸倒れ

特別清算とは、通常の清算とは異なり、清算中の株式会社（以下「清算株式会社」といいます）に清算の遂行に著しい支障や債務超過の疑いがある場合に、裁判所の監督下で行われる清算手続きをいいます（会社法510）。清算株式会社の債権が貸倒損失に当たるかどうかは、法人税基本通達9-6-1(2)（以下、通達番号のみを記載します）によって判断します。

特別清算の手続きには、実務的な分類として「協定型」と「和解型」があります。

協定型は、本来の特別清算手続きとあって良いと思いますが、債権者集会を開催して権利変更の内容を定めた協定を結び、その協定が裁判所による認可を受けることで効力を生じます（会社法570）。

一方、和解型は、債権者集会を開催せず、債権者と清算株式会社との間で個別に和解契約を締結して債権を処理する方法です。清算株式会社には、これを裁判所の許可を得て行うことが認められています（会社法535④）。和解型は協定型に比べて手続きが簡単なため、債権者が親会社だけのような債権者が少ない場合に利用されており、「対税型」と呼ばれています。

「対税型」とは、「対税金対策型」、「対税務当局対応型」などの略と推測されますが、これは、特別清算手続きの中で行う債権放棄は9-6-1(2)の適用があるとの理解の下、貸倒損失の損金算入を担保する目的で選択されている方法だと思われる。つまり、協定型と和解型とで上記通達の適用に差異はないという認識でした。

## 和解型の特別清算に係る裁判例

ところが、和解型の特別清算手続きにおける債権放棄について、9-6-1(2)の適用はないとする判決が下されました（東京地裁平成29年1月19日判決、東京高裁平成29年7月26日判決）。判決内容の概略は、特別清算手続きにおける金銭債権の消滅事由は、通達の文言上、「特別清算に係る協定の認可の決定があった場合」に限定しているため、個別和解により切り捨てられる部分の金額はこれに該当せず、同通達の適用を受けない、というものです。

言い換えると、特別清算の際に、協定型は法令の規制およびこれに係る裁判所の審査と決定によって協定内容の合理性を担保していますが、和解型は当事者間で個別に行うため、合意内容の合理性が客観的に担保されているとはいえず、これを裁判所が審査・決定する協定型に準じて貸倒損失の損金算入を認めることはできない、と裁判所は判断しました。この判例に従えば、どのような場合であっても、和解型の特別清算手続きにおける債権放棄については9-6-1(2)の適用がないことになります。

しかし、これは和解型の特別清算に9-6-1(2)の適用がないことを示しているだけで、例えば金銭債権について9-6-1(4)の要件を満たせば、和解型の特別清算でも、貸倒損失の計上が可能であることを排除する趣旨ではないと考えられます。



なお、この点に関連して、先の地裁判決では9-6-1(4)の適用要件について、いわゆる興銀事件の最高裁の判決文を引用して、次のように判示しています。

最高裁平成16年12月24日判決

法人の各事業年度の所得の金額の計算において、金銭債権の貸倒損失を法人税法22条3項3号にいう『当該事業年度の損失の額』として当該事業年度の損金の額に算入するためには、当該金銭債権の全額が回収不能であることが客観的に明らかでなければならず、そのことは、債務者の資産状況、支払能力等の債務者側の事情のみならず、債権回収に必要な労力、債権額と取立費用との比較衡量、債権回収を強行することによって生ずる他の債権者とのあつれきなどによる経営的損失等といった債権者側の事情、経済的環境等も踏まえ、社会通念に従って総合的に判断されるべきものであると解される。

## 債権放棄が寄付金と「されない場合」と「される場合」

親会社が債権を放棄しなければ、親会社自体が経営危機に陥ることが想定される場合に行った債権放棄は、やむを得ないものであり、かつ、それが社会通念上も妥当なときには、法人税基本通達9-4-1で寄付金に該当しないとされています。

法人税基本通達9-4-1（子会社等を整理する場合の損失負担等）

法人がその子会社等の解散、経営権の譲渡等に伴い当該子会社等のために債務の引受けその他の損失負担又は債権放棄等（以下9-4-1において「損失負担等」という。）をした場合において、その損失負担等をしなければ今後より大きな損失を被ることになることが社会通念上明らかであると認められるためやむを得ずその損失負担等をするに至った等そのことについて相当な理由があると認められるときは、その損失負担等により供与する経済的利益の額は、寄付金の額に該当しないものとする。

一方、親会社による債権放棄が、子会社に対する寄付金と認定された場合には、親会社と子会社との間に完全支配関係があれば、グループ法人税制が適用され、右表の通りの課税関係になります。

子会社の最終的な清算結了までを視野に入れると、子会社に対する債権は親会社の資本金等のマイナス金額となります。そして、子会社の繰越欠損金は、原則として親会社の欠損金として引き継がれ、損金算入が可能となります。

親会社が債権放棄した金額が子会社の債務超過額に相当するときは、その債務超過額は子会社の繰越欠損金になっているケース

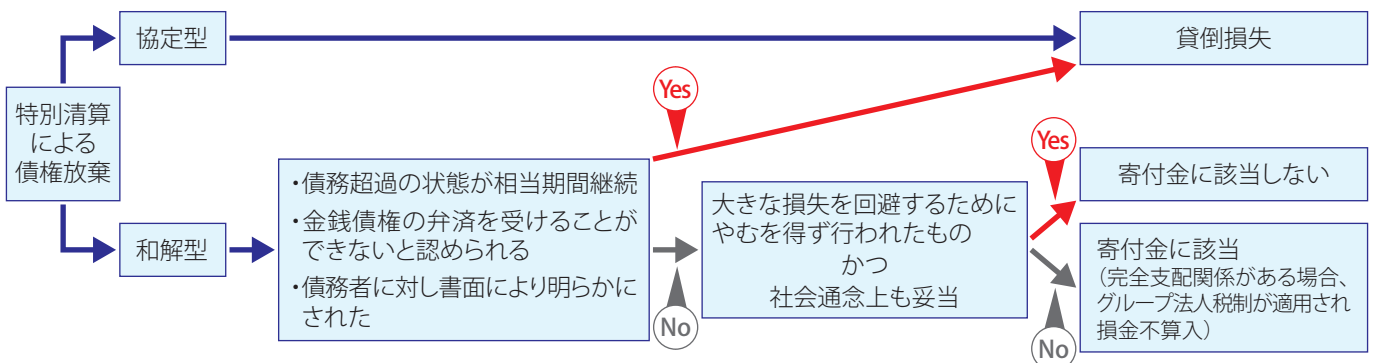
が多いと考えられます。従って、債権放棄した金額が寄付金とされ、損金算入できないときでも、グループ法人税制が適用される場合には、子会社の繰越欠損金を親会社が引き継ぐことができ、親会社の損金の額は変化しないといえます。

【債権放棄が寄付金とされた場合】

※親会社から子会社へ100の寄付をしたとされた場合

親会社における税務処理		100%子会社における税務処理	
寄付をしたとき		寄付を受けたとき	
寄付金 100 / 債権 100 ※寄付金の額は損金不算入（法法37②）		債務 100 / 受贈益 100 ※受贈益の額は益金不算入（法法25の2①）	
子会社株式 100 / 利益積立金額 100 ※寄付修正事由による調整（法令9①七、119の3⑥、119の4①）		処理不要	
残余財産確定の時（残余財産なし）		残余財産確定の時（残余財産なし）	
資本金等の額 100 / 子会社株式 100 ※子会社株式の簿価を資本金等の額から減算（法令8①二十二） ※なお、子会社の繰越欠損金は親会社が引継ぎ（法法57②③）		処理不要	

【債権放棄と貸倒損失・寄付金の関係】



## 《最新の情報に基づく万全の税務で皆さまの経営をサポートします》

適正な税務のためには、毎年改正される税制への対応だけでなく、裁判所の判決にも即応する必要があります。OAG税理士法人では、常に最新の情報を精査し、最も効果的な税務サービスを提供しています。

お問い合わせ先

OAG税理士法人 マネジメント・ソリューション部 ☎ 03-3237-7502

## 資産トータルサービス部部長の奥田が寄稿した『月刊フューネラルビジネス』と『税経通信』が発行されました

資産トータルサービス部部長の奥田周年が連載している『月刊フューネラルビジネス』の11月号と新たに寄稿した『税経通信』の11月号が発行されました。『月刊フューネラルビジネス』では遺産分割前の相続預金の取り扱いについて解説し、『税経通信』では都市農家の相続について、現行制度の内容と活用するポイントを説明しています。ぜひ、ご一読ください。



© 総合ユニコム株式会社

『月刊フューネラルビジネス』 2019年11月号

- 総合ユニコム／刊
- 39,820 円（年間定期購読料・送料込・税込）  
※書店ではお求めになれません。総合ユニコムのホームページからお申し込みください。

### 相続開始前後の預貯金の払戻しは要注意

相続が開始されると、亡くなられた方の金融機関の口座は凍結され、原則として相続人全員の同意がなければ、預貯金の移動ができなくなります。しかし、亡くなられた方の債務の清算や葬儀に関する費用、相続人の生活費など、当面必要となる経費は少なくありません。そこで、2018年の相続法の改正では、遺産分割前の相続預金の払い戻し制度が盛り込まれました。相続預金残高の3分の1に、相続人の法定相続分を乗じた金額までなら、家庭裁判所の判断を得ずに引き出せるようになりました。

また、遺産分割協議が成立する前に預貯金を相続人が使うなど、遺産を処分してしまうことも考えられます。その場合には、処分された遺産の額に残余の額を加えて分割する制度も創設されました。遺産を処分した相続人が同意なくても、他の相続人全員の同意があれば、実行できます。

相続開始前の預貯金の払戻しは、亡くなられた方に無断で行うと「不当利得返還請求」の訴訟の対象になり、同意の上でも贈与なのか貸し付けなのか、税務上の問題が発生します。相続開始前後の預貯金の移動には、注意が必要です。



『税経通信』 2019年11月号

- 税務経理協会／刊
- 2,970 円（税込）

### 都市農家が活用できる相続税の特例

全国の都市農家の戸数は、農林水産省の調査によると約24万戸（市街化区域とその周辺地域の農家、2009年『耕地及び作付面積統計』）で、農家全体の1割弱を占めています。こうした方々の農地は、生産緑地として保全が義務付けられていて、相続時には営農を続けるかどうか、判断を迫られることが少なくありません。一般的に路線価も高く、相続税負担が重くなりがちで、相続税対策も不可欠になります。

『税経通信』11月号では、「農家が適用したい相続税の特例」と題して、①農地等の相続税の納税猶予、②個人版事業承継税制、③小規模宅地等の減額特例の3つの特例について解説しました。農地等の相続税の納税猶予は、営農を続ける場合に一部の相続税が猶予される制度です。個人版事業承継税制は個人事業主の相続を円滑にする制度ですが、農家も対象になります。小規模宅地等の減額特例は、建物がある土地が対象で、ビニールハウス等の耕作地は除かれますので、農機具等の倉庫があること等が適用の条件になります。各特例とも、細かい基準があり、記事では留意点を詳しく説明しています。





# 私の Off-Time

## 「リアル謎解きイベントで頭のリフレッシュ」

(株)OAGコンサルティング 木村亮佑

私の趣味は、「リアル謎解きイベント」に参加することで。簡単にいうと、暗号を解いていくことで、部屋から脱出できたり、ゴールにたどりついたり、宝物を発見できたりする体験型のゲームです。会場は、ビルの一角から町全体まで、大小さまざま。謎の解き方も、一人でチャレンジするものから仲間と力を合わせるものまで、いろいろなタイプがあります。

私が特に好きなのが、町の中に隠されているヒントを探しながら、ゴールを目指す町歩き系のイベントです。制限時間のないゲームが多く、のんびりと町の中を歩いて、途中で面白そうな店に入ったり、美味しそうなレストランで食事をしたり、新しい発見も楽しめることが魅力の一つです。

月に少なくとも1回は何かしらのイベントに参加していますが、最初のきっかけは、妻と出会ったときにさかのぼります。前職のIT企業で知り合ったのですが、妻がリアル謎解きゲームに興味を持っていて、「一緒に行こう」と誘われたのです。

2人とも、一日中システムのことばかり考えるのが仕事でしたので、たまには違うことに頭を使って、リフレッシュしようと思い、参加することにしました。

正直にいうと、最初は面倒くさい気持ちもありました。けれども、いざゲームが始まってみると、謎を解けた瞬間の爽快感やゴールできたときの達成感がハンパなく、どっぷりとはまってしまいました。すぐに病みつきになって、いろいろなイベントを探しては謎解きに出掛けるようになりました。

自分たちの結婚式の時にも、余興はリアル謎解きゲームでした。わざわざプロの業者に頼んで、2人に関連した謎を作ってもらい、出席してくれた皆さんにも楽しんでもらいました。

リアル謎解きイベントは、全国各地で開催されています。皆さまもぜひチャレンジしてみてください。



## 本誌・OAGグループに対するご意見・ご要望をお寄せ下さい

私たちOAGグループ各社は、常にお客さまと共に歩み、最も信頼されるパートナーでありたいと考えております。徹頭徹尾、皆さまのお役に立つこと。それが、私たちの存立基盤です。本誌の記事に対するご意見、弊社グループ各社に対するご要望等、何でも結構です。ふと思いつかれたご提案でも構いません。お気軽にご連絡を頂ければ幸いです。

**ご意見・ご要望はこちらへ → OAGグループグループ戦略部 広報 Tel.03-3237-7500**

## 《今後のセミナー開催予定》

開催日	名称	会場
	ただ今準備中です。予定が決まり次第、お知らせ致します。	

※セミナーに関するお問い合わせは、広報誌担当(03-3237-7500)までご連絡ください(【有料】表示以外は無料です)



Photo by Yasuyoshi Wada

ラグビーワールドカップ2019日本大会では、日本中が大いに盛り上がりました。試合の魅力だけでなく、選手のプレーや振る舞いなど、ラグビーの持つ「品位・情熱・結束・規律・尊重」という5つの価値が日本人の心に響いたといわれています。私の大学時代は大学ラグビーの全盛期で、体育の授業でラグビーを選択し、その魅力を体感しました。サッカー人気が盛り上がりと共にラグビー人気が下火になり、私もラグビーから離れていきましたが、3勝した前回大会から徐々に人気が復活して、今大会は予選プールを全勝通過。最高に盛り上がりました。私なりに考えたラグビーの魅力は、以下の通りです。

- ①試合が終わるとノーサイド(敵味方が無くなり、お互いを称え合う)という
- ②激しく体をぶつけ合っているのに痛いそぶりも見せない
- ③審判のペナルティーの判断に対して、誰も抗議をせず、キャプテンだけがペナルティーの内容を確認できる
- ④体格や能力の特徴に大きな差があっても、それに適したポジションがあり、誰でも挑戦できる
- ⑤ラグビーのプロ選手の報酬は決して高くはないが、報酬以前に体を張って戦うことに大きな価値を置いているラグビーから学んだ「ONE FOR ALL, ALL FOR ONE(一人はみんなの為に、みんなは一つの目的の為に)」  
「努力は運を支配する(楕円形のボールはどこへ転がるか分からないが、転がる方向を有利にするためのたゆまぬ練習をする)」という言葉は特に心に残っています。50年前にラグビーの授業で9番(スクラムハーフ)の私と一緒に戦った10番(スタンドオフ)の同輩は、生涯の友になりました。まさにラグビーのお陰です。

### <編集後記>

年の瀬を迎えて、皆さまも忙しく過ごされているのではないのでしょうか。12月は、陰暦の呼称で「師走」。月ごとにいろいろな呼び名がありますが、中でもよく見聞きするのではないのでしょうか。実は「師走」は当て字で、正確な語源は未詳だそうです。奈良時代に成立した『日本書紀』や『万葉集』には12月を「シハス」と読む記述があり、平安時代末期に成立した古辞書『色葉字類抄(いろはじるいしょう)』では「シハス」を「俗云師馳有釈」と解説していて、「年の暮れには仏事を行う家が多く、僧侶も忙しく走り回ることから『師走』の字が当てられた」という通説が平安時代には既に一般的だったことが分かります。古くから日本人は、年末は「師」も走るほど忙しいと感じていたのでしょう。皆さまも12月を無事に駆け抜けられ、良き新年を迎えられることをお祈り申し上げます。(ふ)

発行 OAGグループ  
 OAG税理士法人／(株)OAGコンサルティング  
 (株)OAGビジコム／(株)OAGアウトソーシング  
 OAG監査法人／OAG弁護士法人  
 住所 東京都千代田区五番町6-2 ホームマットホライゾンビル  
 tel.03-3237-7500 / fax.03-3237-7510  
 発行人 OAGグループ 代表 太田孝昭  
 編集人 OAGグループ グループ戦略部 広報